

東電元会長ら無罪主張

福島事故の強制起訴初公判

二〇一一年の東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の勝俣恒久元会長（もろ）旧経営陣の二被告の初公判が三十日、東京地裁（永淵健一裁判長）で開



武藤栄元副社長 武黒一郎元副社長 勝俣恒久元会長

かれた。原発事故の刑事責任が裁判で争われるのは初め。検察官役の指定弁護士が起訴状を朗読した後、勝俣元会長らは罪状認否で「今回の津波や事故の予測は不可能だった」と起訴内容を全面的に否認し、無罪を主張した。●論説⑨面

他の被告は武黒一郎（せ）武藤栄（も）の両元副社長。三人が津波の襲来を予測できたかどうか、公判の最大の争点となり、指定弁護士と真っ向から対立する構図が明らかになった。

永淵裁判長は「事案の専

東京電力福島第一原発事故の刑事裁判の争点	
指定弁護士	弁護側
<p>子会社が最大15.7%の津波を試算し、具体的な対策を報告。3人は重大性を認識し、事故を予見できた</p>	<p>15.7%の試算の基になった政府の「長期評価」は、信頼性がなく、予見できなかった</p>
<p>防潮堤建設や設備の高台移転などの措置を講じるまで、運転を停止すれば防げた</p>	<p>試算通り防潮堤を設置していても防げなかった。実際の津波は試算を上回る規模だった</p>

津波に故を予見できたか
事故は防げたか

強制起訴 検察官
が起訴を見送った事件でも、被害者らの申し立てを受けた検察審査会の判断次第で刑事裁判を開く制度。司法制度改革の一環として裁判員制度とともに2009年5月に導入された。検審はくじで選ばれた市民11人で構成。8人以上の多数決で「起訴相当」と議決すると検察が再捜査す

る。検察が結論を覆さなくとも、検審が再び8人以上の多数決で「起訴すべき」と議決すると、裁判所が指定した検察官役の弁護士が起訴し公判を担当する。

東京電力福島第一原発事故 2011年3月11日の東日本大震災による地震と津波で、福島第一原発の原子炉6基のうち1～5号機で全交流電源を喪失、原子炉などを冷却できなくなつた。1～3号機で炉心溶融が起き、1、3、4号機の原子炉建屋が水素爆発した。国は福島県原野周辺市町村に避難指示区域を設定。その後順次解除されている。福島県によると、原発事故や地震被害による県内外への避難者数は、5月16日現在で約5万8千人に上る。

門性や複雑性から、全体の審理計画を策定するには時間を要する」と述べ、公判は長期化する見通し。

三人はいずれも罪状認否に先立ち、「原発事故で社会の皆さんに多大な迷惑をかけたことをおわびしま

す」などと述べた。

指定弁護士は冒頭陳述で、東電は震災の三年前の二〇〇八年三月、国の地震調査研究推進本部（推本）の長期予測に基づき、福島第一に最大で高さ一五・七メートルの津波が押し寄せるとの試

算結果を得ていたと指摘。

東電は、試算を基に実際に津波が襲った敷地東側全面を囲う海抜二〇以上の防潮堤の建設を検討していたとして、三人は津波の可能性を認識していたのに「何ら具体的な対策も講じず、

漫然と原発の運転を継続した。義務と責任を果たしていれば事故は起きなかった」と結論付けた。

一方、弁護側は冒頭陳述で「福島第一では法令上要求された津波対策は実施されていた」と指摘。長期予測は「信頼性を持つものではなかった」などとし、実際の津波は予測できなかったとも言及。長期予測を津波対策に取り入れる方針を決めたことはいないと反論した。

次回期日は未定。

2/1 9/20